

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき環境経済局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年1月11日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成29年8月9日から平成30年1月9日まで

(2) 監査委員による監査実施日

平成30年1月10日

3 監査対象

(1) 対象部局

環境経済局

(2) 対象年度

平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえて、指摘事項等のあった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 旅費の支出に関する事務	資源循環部 廃棄物指導課
(2) 委託料の支出に関する事務	経済部 商業観光課、津久井地域経済課 環境共生部 津久井地域環境課 資源循環部 資源循環推進課、廃棄物指導課、 北清掃工場
(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	環境共生部 環境政策課、環境保全課 資源循環部 廃棄物指導課
(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 (平成28年度包括外部監査において監査対象とされた300万円以上の補助金を除く)	経済部 商業観光課、農政課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 旅費の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。 イ 支出の遅れや概算払いの精算の遅れはないか。

<p>(2) 委託料の支出に関する事務</p>	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。</p>
<p>(3) 使用料及び賃借料の支出に関する事務</p>	<p>契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。</p>
<p>(4) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務</p>	<p>算定及び支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。</p>

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 旅費

支出負担行為兼支出命令書、出張命令票、出張命令簿、請求書 等

イ 委託料

支出負担行為書、契約書、仕様書、報告書類、請求書、支出命令書 等

ウ 使用料及び賃借料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、物件仕様書、物件明細書、請

求書、支出命令書 等

エ 負担金、補助及び交付金

補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助金等交付決定通知書、実績報告書、収支決算書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

雇用政策課、商業観光課、公園課、津久井地域環境課及び廃棄物指導課の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

ア 廃棄物指導課の旅費の支出に関する事務を調査したところ、平成29年6月に自宅から出張地まで直行により出張した旅費について、勤務場所から出張地までの旅費(定期券重複区間を除く)を上限とすべきところ、上限額を超える自宅から出張地までの旅費を支給したため、過払いとなっている事例が見られた。

旅費の支給事務については、前回(平成29年1月)の定期監査において、出張命令簿に記載誤りが多数見られたことから注意事項としたところであるが、今回の監査においても不適正な事例が見られたことは遺憾である。

今後、旅費の支給事務の執行に当たっては、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、旅費の支給事務の確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

イ 商業観光課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

(ア) 相模原市民たてしな自然の村の管理に関する協定書に基づく指定管理料の支出(平成28年度分)について調査したところ、指定管理者は平成24年度から平成28年度までの5年間の宿泊者36,527人分の氏名、住所、電話番号等の個人情報を保有していたとのことであったが、平成29年3月末に業務が終了する際に、協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定められた、指定管理者が個人情報を廃棄する場

合の書面による事前申請及び市の承認が行われておらず、個人情報を廃棄した後の書面による市への報告も行われていなかった。

相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号)では、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、第12条で保存する必要がなくなった保有個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去することが、第13条で指定管理者に市の公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の適正な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにすることが定められており、協定書の個人情報の取扱いに関する特記事項において、廃棄する場合に講ずべき措置が定められている。

今後は、相模原市個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、関係法令等を再確認し、適正に事務を執行されたい。

(イ) キャンプ場管理運營業務委託において、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。

また、平成28年度の委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書において、運営費について執行した内訳の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。

当該委託契約については、前回(平成27年1月)の定期監査において、仕様書と見積書の相違や見積書の記載誤りが見られたことから指摘事項としたところであるが、今回の監査においても依然として不適正な事務処理を行っていたことは遺憾である。

今後、契約事務の執行に当たっては、その事務の重要性を再認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み適正に事務を執行されたい。

ウ 津久井地域環境課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、平成28年度の相模原市鳥屋獵区入獵承認事務において、相模原市鳥屋獵区管

理者印を押印した入猟承認証及び入猟車証(以下「入猟承認証等」という。)を各150枚程度、入猟期間前にあらかじめ契約相手方に預けておき、その後契約相手方が市から送付された入猟申込書を基に猟区近くに設置した受付所で入猟承認証等を作成し、入猟日当日に入猟者に交付していた。入猟日当日に入猟申込者名簿に記載のない者から入猟の申込みがあった場合にも、その場で入猟承認証等を交付していた。

入猟承認証の交付に当たって、入猟者住所欄への記載は行われておらず、退猟の際の入猟承認証等の回収は、鳥獣の捕獲があった場合に入猟承認証についてのみ行われていた。

相模原市鳥屋猟区における狩猟の管理については、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)等に基づき相模原市鳥屋猟区管理規程(平成18年相模原市告示第386号。以下「管理規程」という。)を定め、神奈川県知事の認可を受けている。

しかしながら、管理規程第7条において入猟希望日の5日前までに行わなければならないとされている入猟申込みの手続についてや、第11条により様式が定められている入猟承認証への入猟者住所欄の記載について、さらには第12条に定められた入猟承認証等の返納について、管理規程とは異なる事務処理が行われていた。

また、相模原市鳥屋猟区管理者印の事前押印については、相模原市公印規則(昭和53年相模原市規則第23号。以下「公印規則」という。)第9条に定められた承認手続を経ておらず、押印済みの入猟承認証等について使用状況等の把握も行われていなかった。

鳥屋猟区入猟承認事務については、前回(平成27年5月)の定期監査において、管理規程と異なる事務処理を行っていたことなどについて注意事項としたにもかかわらず、今回の監査においても不適正な事務処理が見られたことは遺憾である。

今後、鳥屋猟区入猟承認事務に当たっては、担当者、管理監督者は長年の慣例に捕らわれることなく、関係諸規程を遵守するとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 環境経済局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と

認められた。

5 意見

今回の調査において、公印規則に定められた手続を行うことなく公印を使用している事例が見られたが、公印は公文書の真実性及び公信性を表す重要な機能を持つものであり、その保管を厳重にし、慎重に取り扱う必要がある。

公印に関する事務に当たっては、その重要性を認識し、公印規則等に定められた使用手続が適切に行われるよう、周知徹底を図られたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として次のとおりテーマ及び監査実施課を定め、監査を行った。

(1) テーマ

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

(2) 監査実施課

ア 経済部

産業政策課、雇用政策課、商業観光課、農政課及び津久井地域経済課

イ 環境共生部

環境政策課、環境保全課、水みどり環境課、公園課及び津久井地域環境課

ウ 資源循環部

資源循環推進課、廃棄物指導課、清掃施設課、南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、相模台収集事務所及び津久井クリーンセンター

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則とされているが、法第234条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約による契約の締結に当たっては、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

そこで、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規定に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

環境経済局の各課が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則において、随意契約を行う場合に

1 人の見積書の徴取で足りる等と規定されている、予定価格が 10 万円以下の契約については除外した。また、環境経済総務室及び廃棄物政策課は対象となる契約がなかった。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第 23 条第 6 項第 4 号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

リスク	主な着眼点
業者選定が適正に行われないリスク	<p>(1) 1 者随意契約とする場合の理由は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 2 第 1 項各号の要件に該当していることが確認できるか。</p> <p>(2) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。</p> <p>(3) 1 者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。</p>

5 主な監査手続

監査基準第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

随意契約で 2 人以上から見積書を徴しない場合の理由書、契約書、仕様書、再委託の承諾に関する書類 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

公園課の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課は「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)に基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書及び随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成29年9月末現在)

ア 契約の状況

委託料に関する契約の状況は、表1のとおりである。

契約全体では、件数が377件、契約金額は合計46億2,654万円であった。随意契約は、件数が239件(63.4%)、契約金額は合計2億8,861万円(47.3%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは172件で、随意契約に占める割合は72.0パーセントであった。契約金額の最高額は「南清掃工場運転管理業務委託」の287,971,200円(長期継続契約の平成29年度分)であった。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約172件のうち136件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。

また、23件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を、1件は緊急の必要により競争入札に付することができない契約であるとの理由から同項第5号を、12件は競争入札に付することが不利と認められる契約であるとの理由から同項第6号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約172件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする136件の同一の相手方との継続契約年数の状況は、表2のとおり

である。5年以上継続して契約を締結していたものは82件(60.3%)であり、そのうち20年以上継続して契約を締結していたものは20件(14.7%)であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	4	336,009,320
指名競争入札	134	2,101,921,803
随意契約	239	2,188,611,627
見積合せ	67	35,713,435
1者随意契約	172	2,152,898,192
計	377	4,626,542,750

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
件数	18	36	31	31	20	136

7 監査の結果(検討すべき事項)

公園課が締結した相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び便所鍵開閉業務委託において、業務の一部が第三者に再委託されていたが、再委託承諾申請書の再委託内容を記載する欄には「公園便所・炊事場清掃業務及び便所鍵開閉業務」と記載されているだけで、再委託する業務の内容や範囲が明瞭に示されているとは言い難いものであった。

ガイドラインでは、事業の主要な部分以外を再委託する必要がある場合は、再委託を行う業務の範囲などを委託業者より書面にて提出させ、契約担当課で妥当性を審査するよう努めなければならないとされている。

今後は、再委託しようとする業務の内容や範囲を契約相手方から書面にて提出させ、その妥当性について審査を適切に行われたい。

第4 行政監査(個別調査項目)

1 監査の調査項目

個別調査項目として次のとおりテーマ及び監査実施課を定め、監査を行った。

(1) テーマ

相模原市総合就職支援センターが実施する就労支援事業について

(2) 監査実施課

経済部雇用政策課

2 監査の目的

総務省の労働力調査によれば、平成28年の全国の完全失業率は3.1パーセントと、平成23年から連続して低下しており、雇用情勢は改善が続いている。また、市の有効求人倍率は増加傾向にあり、平成23年度の0.43倍から平成28年度には0.96倍まで回復したが、全国の有効求人倍率である1.39倍と比較すると低い状況となっている。

市は「新・相模原市総合計画」の中で、施策のひとつとして「雇用対策と働きやすい環境の整備」を掲げており、働く意欲のある人への就労支援を進めるほか、「ニート」や「ひきこもり」と呼ばれる若者を対象とした就労支援に取り組む必要があるとして、様々な雇用対策事業を行っており、平成25年には市内の4つの就労支援機関を集約して相模原市総合就職支援センター（以下「総合就職支援センター」という。）を開設した。

この総合就職支援センターは平成29年度で開設から5年目となることから、就労支援事業が適切に実施されているかを主眼として行政監査を実施した。

3 監査の対象

総合就職支援センターにおける就労支援事業に関する事務を対象とした。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

リスク	主な着眼点
就労支援が適切に行われないリスク	(1) 就労支援事業は適切に実施されているか。 (2) 関係機関との連携は適切に行われているか。 (3) 市民への周知の取組は、効果的なものになっているか。

5 主な監査手続

監査基準第 26 条及び第 27 条の規定に基づき、監査対象の雇用政策課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

総合就職支援センターの利用状況に関する資料、市の就労支援に関する委託業務契約資料 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

雇用政策課の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 本市の就業者等の状況

本市の就業者等の状況は表 3 のとおりである。国勢調査の結果によれば、本市の 15 歳以上の人口は増加傾向で推移しているが、就業者と完全失業者を合わせた労働力人口は減少している。

男性の労働力人口が減少傾向で推移している一方、女性の労働力人口は増加傾向で推移している。平成 22 年と平成 27 年を比較すると、男性の就業者と完全失業者はいずれも減少しており、女性は就業者が増加し完全失業者が減少している。

表3 本市の就業者等の状況

(単位：人)

区分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 数	人口	701,630	717,544	720,780
	15 歳以上人口 (1)	602,875	619,375	625,861
	労働力人口	359,423	350,019	339,361
	就業者 (2)	339,253	330,058	324,631
	完全失業者 (3)	20,170	19,961	14,730
	非労働力人口 (4)	210,543	190,103	215,309
男	15 歳以上人口 (1)	304,888	310,778	312,159
	労働力人口	219,281	207,697	196,499
	就業者 (2)	205,990	194,309	186,725
	完全失業者 (3)	13,291	13,388	9,774
	非労働力人口 (4)	62,704	60,808	76,766
女	15 歳以上人口 (1)	297,987	308,597	313,702
	労働力人口	140,142	142,322	142,862
	就業者 (2)	133,263	135,749	137,906
	完全失業者 (3)	6,879	6,573	4,956
	非労働力人口 (4)	147,839	129,295	138,543

(「平成 28 年版統計書」及び総務省統計局ホームページの平成 27 年国勢調査の結果より作成)

- (1) 労働力状態「不詳」を含む
(2) 調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人
(3) 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ積極的に仕事を探していた人
(4) 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

7 総合就職支援センターの概要

(1) 総合就職支援センターの現況

- ア 所在地 相模原市緑区橋本 6 丁目 2 番 1 号
シティ・プラザはしもと内
- イ 設置年月日 平成 25 年 6 月 3 日
- ウ 開所時間 月曜日～金曜日、第 2・4 土曜日(祝日、年末年始を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時

エ 市職員の配置状況（平成29年4月1日）

雇用政策課

課長、総括副主幹1名、職員4名、再任用職員1名(総合就職支援センター)

オ 業務内容

各機関の業務内容は表4のとおりである。

表4 業務内容（平成29年4月1日現在）

機関	人員体制	支援の対象	主な業務
ハローワーク相模原 (職業紹介・相談コーナー)【国の機関】	4名	求職者	・職業紹介・相談 ・求人検索機による全国の求人情報の閲覧
相模原市就職支援センター【市の委託事業】	6～8名(相談員、求人開拓員、社会保険労務士等)	就職困難者(若年者、母子家庭の母親、生活保護受給者等)	・キャリアカウンセリング、職業紹介 ・求人開拓 ・求職者支援講座の開催
さがみはら若者サポートステーション【厚生労働省の認定事業・市委託事業】	10名(総括コーディネーター、相談員等)	働くことや自立に悩みを抱えるおおむね15歳から39歳の若者とその家族	・相談員による個別相談 ・就労に向けた講座等の実施 ・家族支援
さがみはらパーソナル・サポート・センター【市の委託事業】	1名(機関連携・居場所支援員)	生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立、就労が困難な方	・カウンセリングや他の支援機関への誘導等 ・機関間連携及び同行支援 ・居場所活動業務

総合就職支援センターでは障害者の方向けの求人は取り扱っていない。

(2) 主な沿革

平成17年7月 シティ・プラザはしもと、ウェルネスさがみはら及び南保健福祉センターに相模原市就職支援センター開設

平成21年7月 サン・エールさがみはらにさがみはら若者サポートステーション開設

平成24年3月 市と厚生労働省神奈川労働局が「雇用、福祉、産業施策

- 等を一体的に実施するための協定」を締結し、ハローワーク相模原と連携した就労支援事業を開始
- 平成24年6月 さがみはら産業創造センターにさがみはらパーソナル・サポート・センター開設
- 平成25年6月 4つの就労支援機関を集約し、総合就職支援センターを開設

(3) 利用者の状況

年度別の利用者の状況は表5のとおりである。平成26年度以降、総合就職支援センターを訪れた総来所者数は減少傾向にあるが、相談やカウンセリングを行った利用者実人数はおおむね横ばい傾向で推移している。

総来所者数の内訳を見ると、ハローワーク相模原への来所者が多くなっている。一方、利用者実人数については、相模原市就職支援センター(以下「市就職支援センター」という。)と、さがみはら若者サポートステーション(以下「若者サポートステーション」という。)及びさがみはらパーソナル・サポート・センター(以下「パーソナル・サポート・センター」という。)の利用者が毎年増加している。また、進路決定者数については、市就職支援センターが増加傾向で推移している。

表5 利用者の状況

(単位：人)

区分	平成 25 年度 (1)	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総来所者数	17,939	26,399	24,935	23,703
ハローワーク相模原	10,931	21,063	19,630	17,987
市就職支援センター	2,807	1,811	1,808	1,953
若者サポートステーション/パーソナル・サポート・センター (2)	4,201	3,525	3,497	3,763
利用者実人数	3,666	4,663	4,483	4,561
ハローワーク相模原 (相談・紹介利用者数)	1,785	2,368	2,001	1,861
市就職支援センター (カウンセリング)	1,336	1,687	1,741	1,855
若者サポートステーション/パーソナル・サポート・センター(相談実人数)(2)	545	608	741	845
進路決定者数	1,072	1,516	1,386	1,413
ハローワーク相模原	462	841	758	783
市就職支援センター (就職・就学)	375	378	388	396
若者サポートステーション(就職・就学)	179	233	162	162
パーソナル・サポート・センター(就職・就学)	56	64	78	72

(雇用政策課資料、「相模原市産業の概要」より作成)

(1)平成 25 年 6 月 3 日開設

(2)若者サポートステーションとパーソナル・サポート・センターの合計

8 就労支援事業の実施状況

国の機関であるハローワーク相模原以外の各就労支援機関において、市の委託により就労支援事業が実施されている。

総合就職支援センターの業務内容や利用方法等については、自立支援等に係る相談業務に従事する市職員等に対する業務説明会が実施された。

表6 委託契約の状況（平成29年度）

契約件名 (機関名)	契約金額 (円)	契約方法	支払方法
無料職業紹介事業管理運営業務委託 (市就職支援センター)	16,151,520	1者随意契約	確定分割払 (年6回)
	17,087,520	1者随意契約 (プロポーザル方式 により業者選定)	確定分割払 (年6回)
若者サポートステーション事業委託 (若者サポートステーション)	864,000	1者随意契約	確定払 (一括)
パーソナル・サポート・サービス事業委託 (パーソナル・サポート・センター)	10,942,000	1者随意契約	概算分割払 (年2回)

平成29年度は4/1から9/30まで及び10/1から3/31までの2回に分けて契約

(1) 市就職支援センター

若年者、女性、生活保護受給者等の就職困難者を対象に、就職相談から職業紹介までのサービスを総合的に提供することにより就職活動を支援している。

ア キャリアカウンセリング・職業紹介

求職者の就職先選び、企業へのアプローチの仕方、応募書類の作成、面接練習等の助言・指導を行っている。また、職業紹介については、求職者の希望と能力にあった企業をハローワーク等の求人情報も利用して行っている。利用者が就職先に定着できるよう、必要に応じて電話等によりフォローも行っている。

毎週火曜日及び水曜日には、南保健福祉センターの自立支援相談窓口で、事前予約によりキャリアカウンセリング・職業紹介を実施している。

カウンセリングはキャリアコンサルタントの国家資格を有する者等が行っており、相談員として平日2名、土曜日1名が配置されている。南保健福祉センターでの相談については、1名で実施されている。

カウンセリングに当たっては、生活保護受給者、生活困窮者、母子家庭の母親等については、自立支援について市のケースワーカーや女性相談員、子ども家庭相談員等と連携しながら就労支援を行っている。

求職者の氏名等の基本情報、カウンセリング対応履歴や求人紹介履歴、求人の名称や業務等の情報などについては、「就職支援システム」に登録され、管理されている。

カウンセリング件数は表7のとおりであり、毎年増加している。

表7 カウンセリング件数 (単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3,069	4,485	4,862	5,141

(「相模原市産業の概要」より)

イ 求人開拓

求人開拓員2名が、市内企業から収集した求人情報を就職支援システムで管理している。

平成28年度の事業所訪問件数は合計2,323件であった。また、企業からの求人申込件数は1,012件、求人数は2,476人となっていた。

ウ 求職者支援講座

求職者のスキルアップを図るために、キャリアカウンセリング・職業紹介業務から必要と考えられるテーマや、求人開拓事業から求められる人材育成のためのテーマに配慮した講座を実施している。また、女性の就職に資する講座を行っている。

平成28年度の講座の実施状況は表8のとおりである。

表 8 平成 28 年度求職者支援講座実施状況

	講座名	開催日	参加者数
1	私らしく生きる・働く ～理想のワークライフバランスを考える～	9月9日	7人
2	天職に巡り合えたのは、転職を繰り返したから！	9月23日	12人
3	自分で気づく適性と適職	10月3日	15人
4	相模原市で働く私の履歴書	11月9日	7人
5	福祉業界での働き方～福祉業界就労支援セミナー～	12月8日	11人
6	女性が輝いて働くための準備講座	1月20日	10人
7	自己PRで悩んでいるあなたへ	2月15日	10人
8	これから先を考える一歩手前！のセミナー	2月20日	18人
合 計			90人

(雇用政策課資料より)

(2) 若者サポートステーション

若者サポートステーションは、働くことに悩みを抱えているおおむね15歳から39歳までの若者に対し、相談員による個別相談やコミュニケーション訓練等の就労に向けた支援を行っており、厚生労働省が委託したNPO法人が実施している。

市は職業適性検査や能力開発のための講座等の実施を委託している。

ア 相談業務

市の産業に関する統計データ等を記載した「相模原市産業の概要」(以下「産業の概要」という。)における相談件数は表9のとおりである。相談件数には来所による相談のほか、メールや電話による相談等も含まれており、毎年増加している。

表 9 相談件数

(単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5,105	5,116	5,620	5,870

イ 講座等の実施状況

社会への適応力を高め、就職への不安感を払拭するとともに、就職活動をスムーズに運ぶことを目的として、職業適性検査や、履歴書の書き方や面接対策等の就労準備ワークショップ、仕事探しや働く上で必要なパ

ソコン能力を身に着けるIT講座、共同作業を通じた他者とのコミュニケーション力養成、親を対象とした家族セミナー等を実施している。

平成28年度の事業の実施状況は表10のとおりである。

表10 平成28年度事業実施状況

	項目	実施回数	参加者数 (延べ人数)
1	一般職業適性検査	6回	51人
2	職業レディネス・テスト	4回	29人
3	就労準備ワークショップ	28回	232人
4	IT基礎講座	12回	102人
5	IT中級講座編	8回	71人
6	「働き方」発見講座	6回	70人
7	働くためのカラダづくり講座	24回	230人
8	働くためのコミュニケーション力養成講座	12回	116人
9	就農等体験	4回	30人
10	若者支援特別講座	2回	190人
11	サポートステーション説明会	10回	89人
12	家族セミナー	9回	252人
	合計	125回	1,462人

(雇用政策課資料より)

(3) パーソナル・サポート・センター

生活及び就労に関する問題を抱え、本人の力だけでは自立、就労が困難な者に対して、必要に応じて他の支援機関へ誘導・同行しながら、若者サポートステーションを補完する形で自立に向けた支援を行っており、両機関は同一の法人が運営している。

ア 相談業務

支援対象者からの相談に応じ、カウンセリングや助言、他の支援機関への誘導等を行い、自立・就労に導いている。また、必要に応じて支援対象者の近隣地まで出向いての支援を行っている。

なお、産業の概要における相談件数は表11のとおりである。相談件数には来所や訪問による相談のほか、関係機関との連携や支援対象者の交流スペースの利用件数等が含まれており、毎年増加している。

表 11 相談件数

(単位：件)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
3,564	4,190	4,882	5,787

イ 機関間連携及び同行支援業務

福祉・医療・精神保健等の専門機関との情報交換等を行い、支援対象者のリファラー(紹介)等、適切な支援サービスにつなげている。

平成 28 年度の連携先関係機関は 179 機関、連携支援の実績は 774 件であった。

【平成 28 年度連携機関】

- ・就労支援機関... 66 (神奈川県央地域若者サポートステーション等)
- ・医療・福祉関係機関... 49 (大学病院、地域活動支援センター等)
- ・公共機関... 35 (市精神保健福祉センター等)
- ・その他支援機関... 29

ウ 職場体験

市内企業等で職場体験を行い、課題や成果を分析するとともに、課題克服のための助言やカウンセリングを行っている。

平成 28 年度の職場体験先は 40 箇所、参加者は延べ 794 人であった。

エ 居場所活動業務

支援対象者の交流スペースとなる居場所「ホッと」を運営し、就労に向けたプログラム等を実施することで、就職活動への動機作りを行っている。

平成 28 年度の利用者は延べ 1,990 人であった。また、就労に向けたプログラムを合計 83 回実施し、延べ 506 人が参加した。

(4) 総合就職支援センター内の連携

4 つの就労支援機関が設置されている総合就職支援センターの特性を生かし、複合的な支援と情報提供によるきめ細かな就労支援につなげることが期待されることから、総合就職支援センター内の各機関の連携は重要である。

平成 28 年度からの新たな取組として、総合就職支援センター内の就労支援機関相互の連携を図るため、お互いの事業内容や課題等について意見交換を行う会議を開催している。雇用政策課職員が同席し、平成 28 年度は市就

職支援センターと若者サポートステーションとの間で計3回開催され、平成29年度はハローワーク相模原が加わり9月末までに2回開催された。

(5) ソレイユさがみとの共催による事業の実施

男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)と共催で、「女性の活躍応援事業」を実施しており、女性の就労支援に関する様々な講座を開催している。

平成28年度は20回開催し、参加者数は213人であった。

【平成28年度の主な事業】

- ・さがみはらウィメンズカレッジ 子育てママの就活セミナー(全6回)
- ・女性が輝いて働くための準備講座(全3回)

(6) 市民への周知・広報

平成26年度に開設された総合就職支援センターのホームページでは、各就労支援機関のホームページとリンクし業務等を紹介するほか、各機関が行う事業やその他就労支援に関連する事業、取組に関するイベントスケジュール等の情報を提供しており、情報は随時更新されている。平成28年度のアクセス件数は8,646件であった。

広報さがみはらにおいて、平成25年8月1日号及び平成27年8月1日号の2回、総合就職支援センターの4つの就労支援機関の機能等を掲載し周知を図った。また、利用案内等を記したリーフレットを作成し、総合就職支援センター及び雇用政策課で配布している。

9 業務内容の報告・確認

市が委託した就労支援事業について、契約に基づき平成28年度に契約相手方から提出された報告書は表12のとおりである。

利用者数等は統計資料として、「市政の概要」等で公表されている。

表 12 平成 28 年度に契約相手方から提出された報告書

機関名	名称【報告時期】	主な報告内容
市就職支援センター	業務完了報告書(月報) 【毎月】	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング等件数 ・就職者数 ・求職者支援講座の講座名、講師、参加人数
	業務完了報告書(年報) 【業務完了後】	<ul style="list-style-type: none"> ・来所者数、新規利用者数 ・カウンセリング実施人数、年代別内訳、性別内訳 ・就職者数、職業別内訳 ・企業訪問件数、求人申込件数
若者サポートステーション	月報【毎月】	<ul style="list-style-type: none"> ・来所者数、相談件数 ・新規登録者数、年齢の分布 ・進路決定者数
	業務完了報告書【業務完了後】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施日 ・参加者数 ・事業内容 ・総括・課題など ・その他(事例等)
パーソナル・サポート・センター	月報【毎月】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援件数 ・新規登録者数、年齢構成 ・進路決定者数 ・専門機関との連携者数 ・職場体験受入先事業所数、延べ参加者数 ・「居場所」利用者数
	業務完了報告書【業務完了後】	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援件数 ・新規登録者数、年齢構成 ・専門機関との連携構築事例 ・職場体験の内容、成果の分析 ・「居場所」における就労に向けたプログラムの実施実績 ・総合的な評価と今後の課題

業務報告の確認状況について調査したところ、平成 28 年度の若者サポートステーション事業委託契約において、仕様書で定められた、講座等の実施状況の月報による報告が確認できなかった。

10 監査の結果(検討すべき事項)

平成 28 年度の若者サポートステーション事業委託契約を調査したところ、業務の履行状況については、業務完了後に提出する業務完了報告書のほか、仕様書で定めた講座等 12 事業を実施した際には、その都度翌月の月報において市に報告することが定められているが、月報から実施が確認できたのは 1 事

業のみであり、残りの11事業の実施については業務完了報告書では確認できたものの、月報で確認することができなかった。

今後は、契約事務における履行確認の重要性を再認識し、報告書類等の確認方法を見直すなど事業の実施状況を適切に把握されたい。

11 意見

総合就職支援センターの近年の利用状況を見ると、就職困難者を対象とする市就職支援センターのキャリアカウンセリングや、働くことに悩みを抱える若者を対象とする若者サポートステーション、生活及び就労に関する問題を抱える方を対象とするパーソナル・サポート・センターを利用する求職者は増加を続けており、こうした求職者に対し、状況に応じた支援が今後も必要になると思われる。

市が現在、委託契約に基づき各就労支援機関から提出を受けている報告書の中には、利用者数や講座の実施件数といったデータのほか、事業への参加の経緯、参加者の感想などの事例や、事業の成果や課題等を報告しているものが見られた。雇用対策を進めていく上で、こうした情報を分析し、今後の就労支援事業に生かされたい。

現在、総合就職支援センターでは、各就労支援機関の連携促進に向けた会議が開催されているが、4つの就労支援機関が設置されている特性を生かした総合的な支援と情報提供によるきめ細かな就労支援につながることを期待されることから、引き続き連携の強化に取り組まされたい。また、総合就職支援センターの機能が広く求職者等に認知されるよう周知に努められたい。